

助成金申請書類作成の手引き

令和4年度
燃料電池バスの導入促進事業

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

大変お手数おかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階西

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc-bus-fuel>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までは除く）

※「お問い合わせフォーム」については24時間受付

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目 次》

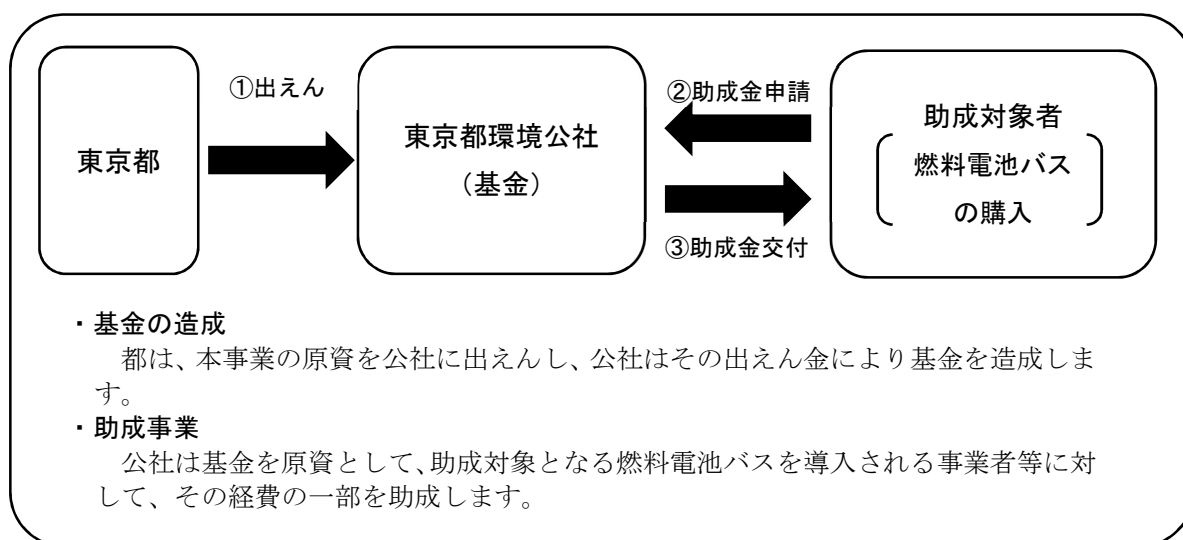
I	事業の概要	5
1	目的	5
2	事業スキーム	5
III	交付申請について	7
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	7
2	対象の確認	8
3	申請の流れ（燃料電池バス購入前）	9
4	お手元にご用意するもの	9
5	申請手続きについて	11
6	助成金額について	12
7	上乗せ申請に係る助成額について	14
8	オンライン申請手続について	15
9	計画の変更等	16
IV	実績報告の提出	17
1	実績報告の提出（交付要綱第 15 条参照）	17
2	助成金額の確定等（交付要綱第 16 条参照）	17
3	助成金の交付等（交付要綱第 17 条参照）	17
V	助成金を申請後に必要なこと	18
1	助成事業の経理（交付要綱第 24 条）	18
2	申請の撤回（交付要綱第 10 条）	18
3	債権譲渡について（交付要綱第 13 条）	18
4	交付決定の取消し（交付要綱第 18 条）	18
5	処分の制限（交付要綱第 23 条参照）	19

I 事業の概要

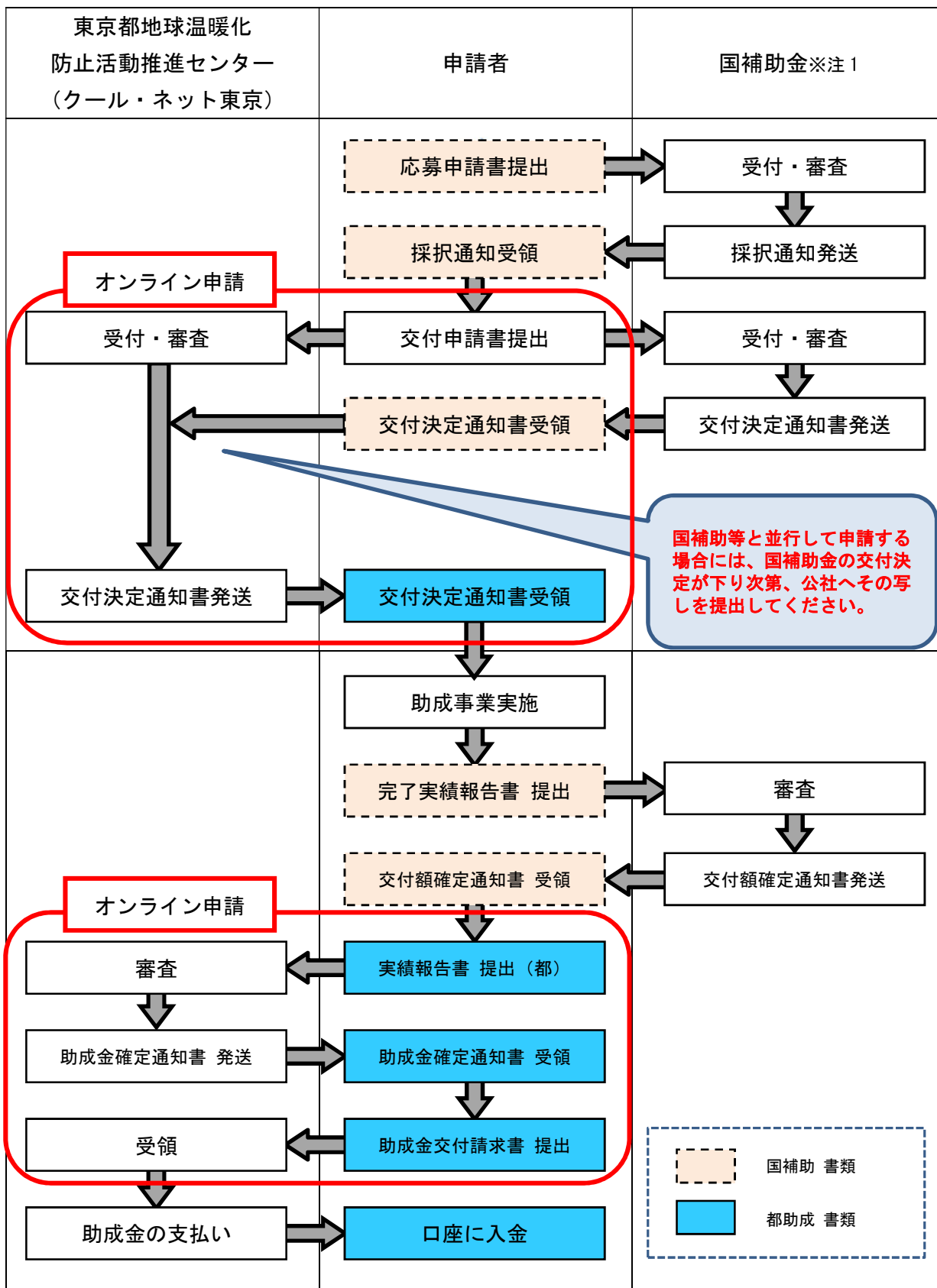
1 目的

燃料電池バスの導入促進事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人東京都環境公社が、燃料電池バスを導入するに当たり、その経費の一部を助成することにより、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて燃料電池バスの普及を促進することを目的に実施するものです。

2 事業スキーム



II 助成金を受け取るまでのスケジュール



※注1 環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業）」など

Ⅲ 交付申請について

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象バスを、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。

(3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

2 対象の確認

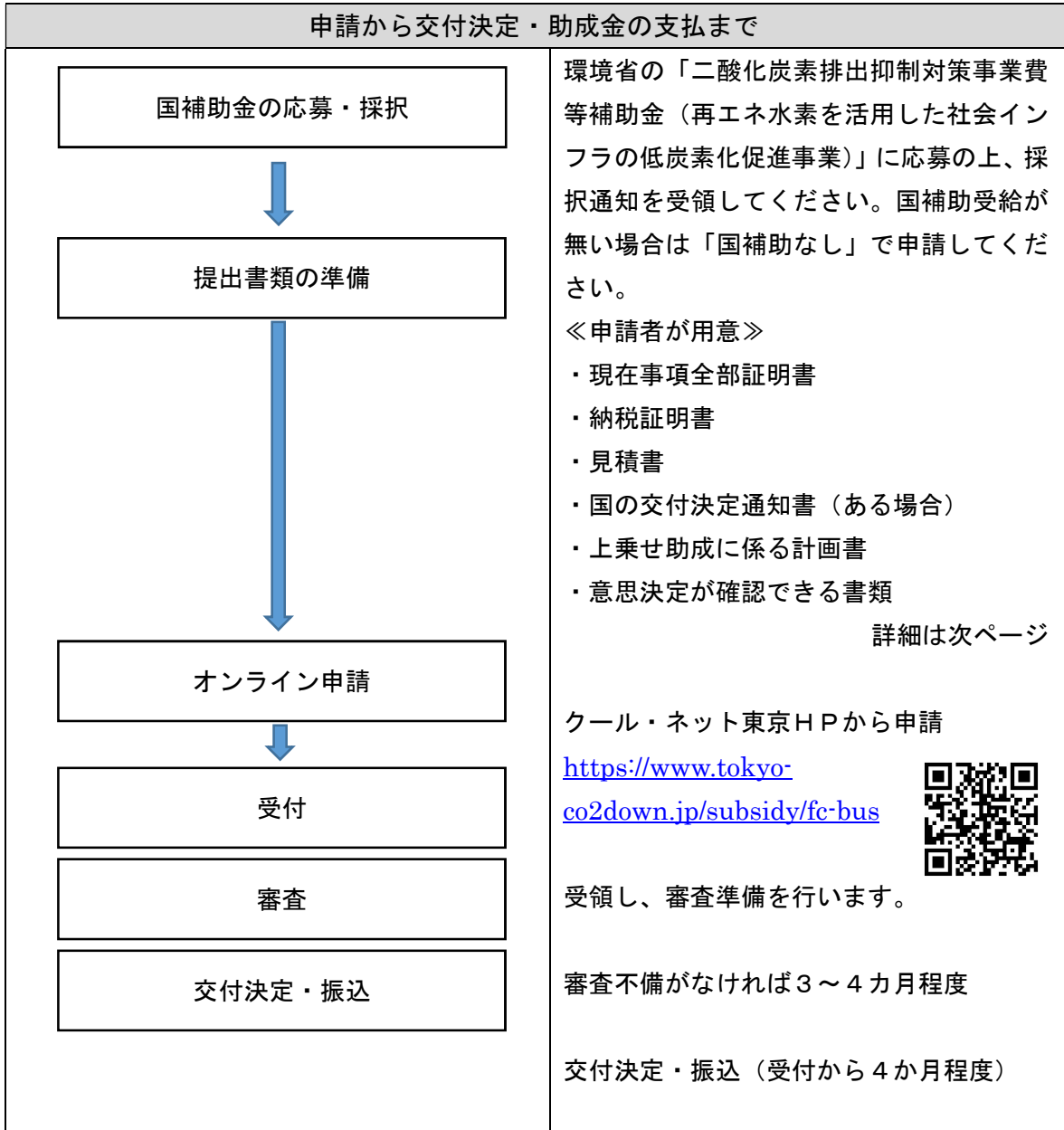
申請者（民間企業、リース事業者、地方公共団体、独立行政法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人、法律により直接設立された法人、その他東京都知事が認める者）は、申請する前に以下に該当するかご確認ください。

✓	要 件
	(1) 過去に税金の滞納がない
	(2) 刑事上の処分を受けていない
	(3) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(4) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(5) 燃料電池バスである 例：メーカー名・車名「トヨタ・SORA」 代表型式「ZBC-MUM1NAE」 ※この他にも燃料電池バスであることが確認できれば、助成対象となります。 その場合には、仕様の分かるカタログや仕様書等を申請書類として提出してください。
	(6) 初度登録日（助成対象バスが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が令和3年5月14日から令和8年3月31日までの間である燃料電池バス（中古車を除く。）であること。
	(7) 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が都内にあること。
	(8) 受領可能な国その他の団体からの補助金がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、国補助等の交付申請をすることができない場合で、都が認める場合を除く。
上記「✓」は該当するかご確認ください。また、 過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(4)に違反します。	

✓	上 乗 せ 要 件
リース契約費用の助成を申請する場合	
	(1) リース事業者と旅客自動車運送事業者の共同申請である
	(2) 月々のリース料金に上乗せ額以外の助成金相当額分の値下げが反映されている
「燃料電池バス導入計画書」を提出した場合	
	(1) 5年度以内に、自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池バス（中古車及び導入済みの燃料電池バスの更新分を除く。）を当該申請時から5台以上純増させる計画となっている
	(2) 「燃料電池バス導入計画書」の記載内容が、助成対象者組織内において意思決定されている
助成対象者が、東京都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合	

(1) 「定置式水素ステーション整備等計画書」の記載内容が、5年度以内の開所であり助成対象者組織内において意思決定されている。
(2) 既存の定置式水素ステーションの敷地境界線から直線距離で1キロメートル以上離れた土地に定置式水素ステーションを整備又は誘致していること

3 申請の流れ（燃料電池バス購入前）



ペーパーレス化及び事務手続き効率化のため、オンライン申請にご協力ください。
令和4年度受付期限 令和5年3月31日（金曜日）17:00まで

4 お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また修

正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 現在事項全部証明書（申請日時点で、発行日から3か月以内のもの） ※リースの場合、リース事業者と予定貸与先のもの	5MB
	(2) 法人住民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書 ※リースの場合、リース事業者と予定貸与先のもの	5MB
	(3) 購入予定車両の見積書（車両本体価格が明記されているもの。） ※リースの場合、リース見積書を併せて提出すること	5MB
	(4) 国の交付決定通知書	5MB
	(5) 燃料電池バス導入計画書（5年度内の導入予定台数や利用予定の定置式水素ステーションがわかるもの） ※導入台数に係る上乗せ申請する場合のみ	10MB
	(6) 定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの） ※水素ステーションに係る上乗せ申請する場合のみ	10MB
	(7) 助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類 ※(5)又は(6)を提出する場合のみ	10MB
	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公 社が必要と認める書類として提出を求めます。	10MB

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

(1) 登記事項証明書（現在（履歴）事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）

※リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要

(2) 法人住民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書

確認事項：税金の滞納がないこと

※個人事業主の場合、個人事業税納税証明書を提出すること。

- ・令和3年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円）
- ・窓口は都税事務所
- ・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出

- ・非課税の場合は、令和2年分又は令和3年分の「確定申告書B」の写しを提出
※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出
- ※リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要

(3) 購入予定車両の見積書（車両本体価格が明記されているもの。）及びリース見積書
確認事項：車両情報、車両本体価格、リース価格

(4) 国の交付決定通知書

国補助等と並行して申請する場合には、国補助金の交付決定が下り次第、公社へその写しを提出すること。国補助等の交付申請をすることができない場合で、都が認める場合は、「国補助受給の有無」を「なし」で申請してください。

(5) 燃料電池バス導入計画書（5年度内の導入予定台数や利用予定の定置式水素ステーションがわかるもの）

確認事項：5年度以内に、自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池バス（中古車を除く。）を当該申請時から5台以上純増させる計画となっていること。

(6) 定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの）

確認事項：既存の定置式水素ステーションの敷地境界線から直線距離で1キロメートル以上離れた土地に定置式水素ステーションを整備又は誘致していること

(7) 助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類

確認事項：「燃料電池バス導入計画書」又は「定置式水素ステーション整備等計画書」の記載内容が、助成対象者組織内において意思決定されていること

(1)～(7)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

5 申請手続きについて

(1) 受付期限

令和4年度受付期限 令和5年3月31日（金曜日）17:00まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

(2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② 1回の申請で複数台の車両を申請できます。

(3) 申請方法

申請はオンライン申請を行ってください。詳細は8を参照

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc-bus>



(4) 申請にあたっての留意事項

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- ・審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- ・リース等で助成事業を行う場合の留意点は以下のとおりです。

リース期間等については、導入した助成対象バスを処分制限期間（5年）の間使用することを前提とした契約をしてください。なおリース事業者等が保有する助成対象バスを契約終了後にリースサービス等を受けていた貸与先に譲渡する契約も認めます。この場合、所有権移動後も、助成対象バスを助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。

※原則、本助成金により支援を受けて事業を行う助成対象バスを販売する事業者が、自身も助成金を活用して助成対象バスを所有することは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、助成金交付申請を行うことはできません。ただし、必要に応じて取引価格から利益相当分を排除することで、交付申請を行うことができます。

6 助成金額について

本助成金の助成対象経費は助成対象バス車両本体価格であり、旅客自動車運送事業の運営に必要な装備類及び納車に要する費用（装備類費用）等の諸費用は含みません。

なお、上乘せ申請に係る助成対象経費には、装備類費用を含みます。

※ 消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。

※ 上乘せ申請については、下記の経費も助成の対象になりません。

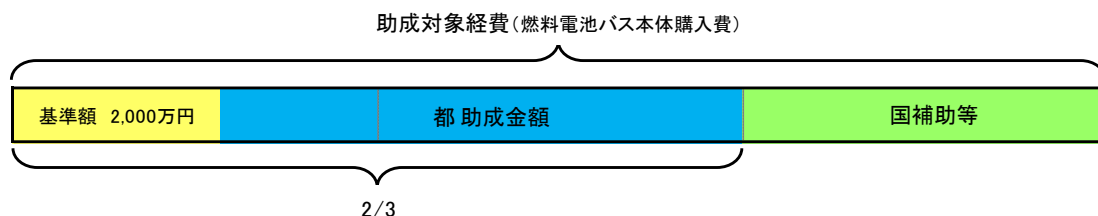
- ① 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
- ② 自動車税（環境性能割）及び自動車税（種別割）相当額
- ③ 自賠償保険料相当額

※交付決定の通知の日より前に契約を締結したものの経費は、助成対象にはな

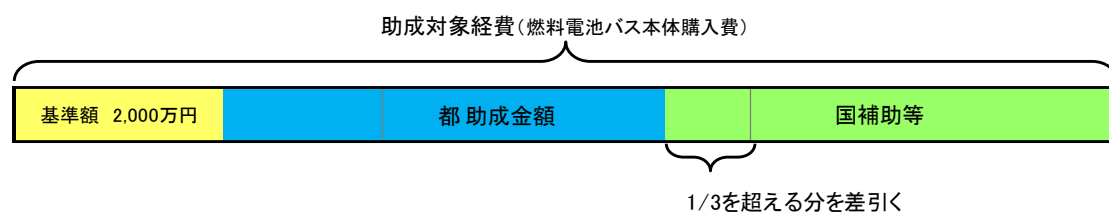
りません。

(1) 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象経費の2/3の額から基準額2,000万円（※）を差し引いた額とします。

※燃料電池バスと乗車定員、全長等の仕様が同等であって、かつ原動機に内燃機関を用いた自動車の本体の購入に要する費用の標準的な額



(2) 上記の規定にかかわらず、助成対象者が、助成対象経費について国その他の団体からの補助金等（以下「国補助等」という。）を併用して受ける場合において、国補助等の額が助成対象経費の1/3の額を超える場合にあっては、都の助成金額は、上記より算出した額から助成対象経費の1/3の額を超える国補助等の額を差し引いた額とします。



(3) 助成金額は5,000万円を上限とします。

※本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

(4) 令和4年10月12日から令和6年3月31日の期間の納車で国補助等の交付申請をすることができない場合で、都が認める場合、交付額は本体購入費用から基準額を差し引いた額とする。この場合、助成金額は8,650万円を上限とする。



7 上乗せ申請に係る助成額について

上乗せ助成は、以下の2パターンがあります。

(ア) 車両を購入した場合：バス車両本体価格の助成後残額及び装備類費用

(イ) リース契約の場合：リース契約費用

(イ) の場合、申請者はリース契約の予定貸与先となりますので、リース事業者と予定貸与先の共同申請となります。

(1) 5年度以内に、自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池バス（中古車を除く。）を当該申請時から5台以上純増させる計画となっている場合

① 導入済みの燃料電池バスの台数が10台に達するまで

本助成金の交付額 2,000万円/台

② 11台目以降の導入分及び導入済みの燃料電池バスの更新分

本助成金の交付額 1,000万円/台

(2) 東京都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合

本助成金の交付額 2,000万円/台

8 オンライン申請手続について

(1) オンライン申請（2022年7月現在です。申請しやすいよう随時更新予定です。）

① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

② ログインについて



Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。

① Google アカウントや LINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

② 既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③ 新規登録する場合は左テキストをクリック
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

③ 申請フォームに従い、入力してください。

9 計画の変更等

(1) 助成事業の計画変更（交付要綱第 11 条参照）

① 交付決定を受けてから実績報告書を提出するまでの期間に、以下の変更が生じた場合には、予め助成対象事業計画変更申請書（第 6 号様式）の提出をしてください。

- ・助成事業の内容を変更しようとするとき。
- ・助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

申請を受け、変更の内容が妥当であると認めたときは、変更を承認し、その旨を申請者へ通知します。

② 上乗せ助成に係る事業内容を変更する場合

- ・「燃料電池バス導入計画報告書」の提出後、公社がやむを得ない理由により燃料電池バス導入計画を達成できなかつたと認める場合、「燃料電池バス導入計画変更届（第 7 号様式）」を提出することができる。
- ・「定置式水素ステーション整備等報告書」の提出後、公社がやむを得ない理由により整備予定日に開所できなかつたと認める場合、「定置式水素ステーション整備等計画変更届（第 8 号様式）」を提出することができる。

(2) 事業者情報の変更（交付要綱第 12 条参照）

交付決定を受けてから処分制限期間を経過するまでの間に、以下の情報に変更があった場合は速やかに住所等の変更届出書（第 9 号様式）の提出をしてください。

- ・申請者の名称の変更(法人の代表者変更、社名変更など)
- ・申請者の住所変更

※処分制限期間については「V.5 処分の制限」をご確認ください。

※車検証における「使用の本拠の位置」が東京都内でなくなる場合には、処分に該当します。その場合には、事前に処分の手続きをしてください。処分の手続きについては「V.5 処分の制限」を参照してください。

(3) 助成対象事業の廃止（交付要綱第 14 条参照）

交付決定を受けてから実績報告書を提出するまでの期間に、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第 10 号様式）を提出してください。申請を受け、廃止が妥当であると認めたときは、廃止を承認し、その旨を申請者へ通知します。

(4) 軽微な変更

① 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

- ・自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更
- ・リース契約に関する変更

② 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・変更届出書(クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能)
- ・変更後の自動車検査証の写し
- ・その他の変更が確認できる公的書類の写し

IV 実績報告の提出

1 実績報告の提出（交付要綱第 15 条参照）

助成対象事業者は、国からの補助金額確定通知書を受領後 30 日以内に実績報告をオンライン申請にて提出してください。

※国からの補助金を受けない場合は、助成事業実施後 30 日以内

✓	書 類	容量
	(1) 購入車両の代金に係る請求書等 ※車両登録番号、車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る	5MB
	(2) 購入車両の代金の支払いに係る領収書	5MB
	(3) 購入車両の自動車検査証	5MB
	(4) 購入車両に係るリース契約書 ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要	5MB
	(5) 貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要	10MB
	(6) 国の補助金額確定通知書 ※国補助金を併用して受ける場合のみ必要	10MB
	(7) 口座確認書類 ※リースの場合、リース事業者と予定貸与先のもの	10MB
	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。	10MB

2 助成金額の確定等（交付要綱第 16 条参照）

公社は、実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が交付要綱第 8 条第 1 項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成対象事業者に助成金確定通知書（第 14 号様式）により通知します。

3 助成金の交付等（交付要綱第 17 条参照）

助成対象事業者は、本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第 15 号様式）を提出してください。

※通帳の写しなど口座の確認が出来る書類も添付してください。

V 助成金を申請後に必要なこと

1 助成事業の経理（交付要綱第 24 条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（交付要綱表 2 に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から 6 年間保存してください。

2 申請の撤回（交付要綱第 10 条）

被交付者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 5 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

3 債権譲渡について（交付要綱第 13 条）

被交付者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはなりません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

4 交付決定の取消し（交付要綱第 18 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
 - (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - (4) 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (5) 燃料電池バス導入計画書（計画変更承認通知で認められた期間を含む）の計画期間終了までに、本助成金の申請を行った日の属する年度からの累計で都内ナンバーの燃料電池バスの導入が 5 台未満であったとき。
 - (6) 定置式水素ステーション整備等計画書（計画変更承認通知で認められた期間を含む）の整備予定日までに、定置式水素ステーションの整備が行われなかったとき。
 - (7) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

本助成金の返還（交付要綱第 19 条）、違約加算金（交付要綱第 20 条）、延滞金（交付要綱第

21条)等については交付要綱をご確認ください。

5 処分の制限（交付要綱第23条参照）

(1) 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。

① 助成対象バスに対する以下の行為

- ・本助成金の交付の目的に反する使用
- ・譲渡（売却・名義変更） ・交換 ・廃棄
- ・貸付（リース事業者を除く） ・担保に供すること

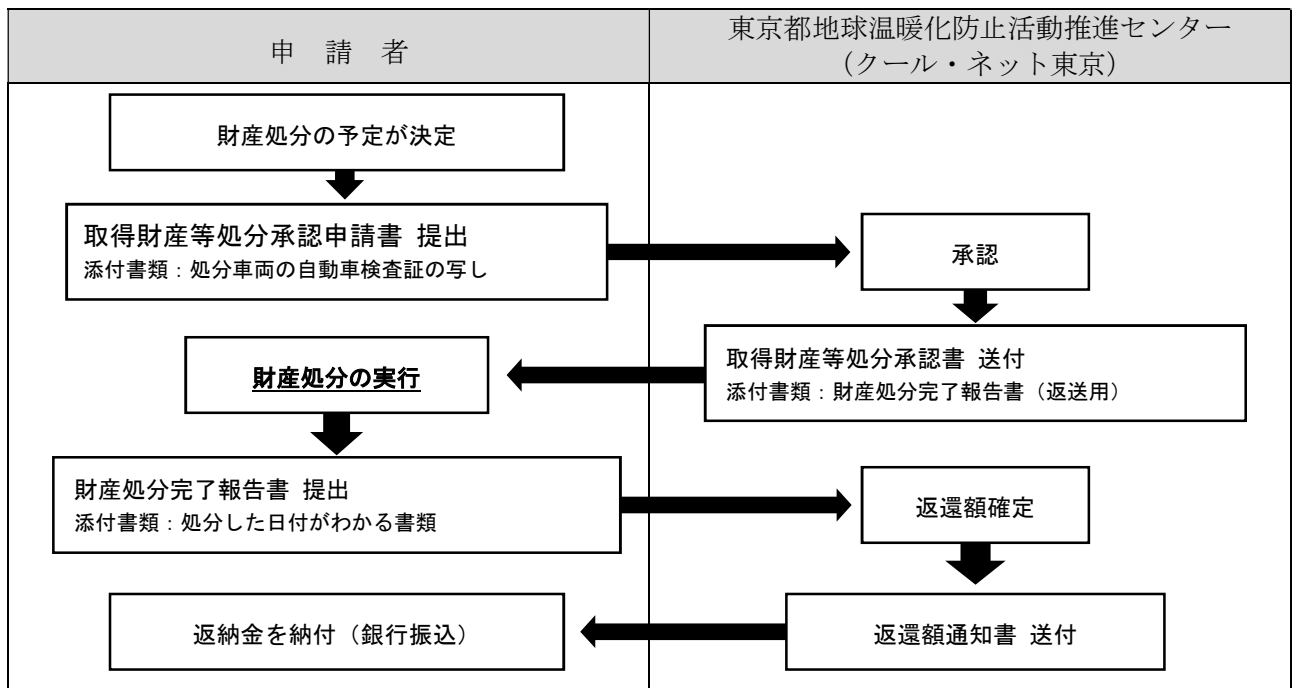
② 移転等により、助成対象事業で導入した燃料電池バスの「都内」に関する要件を満たさなくなること。

(2) 本助成金には下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 (初度登録から起算)
燃料電池バス	5年(60ヶ月)

処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、次のフローに従い財産処分の承認申請を行ってください。

- ・承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・承認申請の提出先は、助成金申請時と同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領した後に処分を実行してください。
- ・事前にご連絡の上、承認申請は余裕をもって申請してください。
- ・承認前の処分や無届の処分は、交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。



(3) 処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産の処分に係る返還額通知書」に基づき納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

経過期間は初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）まで月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1カ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。

ただし以下の場合には処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

- ・天災等により、助成金を受領した車両が走行不能となり、抹消処分した場合
- ・過失の無い事故により、助成金を受領した車両が走行不能となり抹消処分した場合
- ・クール・ネット東京が特に認める場合

燃料電池バスの導入促進事業 助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和4年11月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿NSビル10階

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきます
ようご協力お願い申し上げます。